

は治安の維持の用に供する無線設備に係る部分に限る。)、第二十九号、第三十二号、第三十四号(関税法第九十九条第一項(同法第九十九条の十一第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十九条の二第一項(同法第六十九号の十一第一項第二号、第三号及び第五号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。))及び第九十九条の二第一項(同法第九十九条の十一第一項第二号、第三号、第五号、第四十号、第四十二号、第五十号、第五十四号、第五十六号、第五十八号、第六十号から第六十二号まで、第七十一号、第七十二号、第七十八号、第七十九号、第八十二号並びに第八十七号から第八十九号までの規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)

二十九 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四十七号、第三十八号及び第三十九号の規定に限る。)

三十 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号、第二条から第五条までの規定に限る。)

三十一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)

三十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)

三十三 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号、第二十一条及び第二十二条の規定に限る。)

三十四 国際連合安全保障理事会決議千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十三号)

三十五 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八十号、第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条の規定に限る。)

三十六 国際連合安全保障理事会決議千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二十四号)

別表第三(第四条関係)

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十七条第一項の規定による処分又は同法第一百一条第一項に規定する犯則事件の調査が行われる場合

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定による調査が行われる場合

三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査(同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。)、同法第七十七条の規定による処分、同法第二節の規定による審判手続、同法第八十七条(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十六条第七項(同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。))の規定による処分(金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。)、又は同法第二百十條第一項(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第三十二条において準用する場合を含む。))に規定する犯則事件の調査が行われる場合

四 公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)第三十三条第一項(同法第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。))の規定による処分(同法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。)、又は同法第五章の五の規定による審判手続が行われる場合

五 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)第二条第一項第一号に規定する審査が行われる場合

六 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条の二第一項又は第三項の規定による調査が行われる場合

七 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め、協力の要請又は犯則事件の調査が行われる場合

八 破壊活動防止法第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二條第一項の規定による調査、同法第二十七條の規定による調査又は同法第二十八條第一項(無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十条において準用する場合を含む。))の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われる場合

九 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第一条第一号に規定する共助(同法第四号に規定する受刑者証人移送を除く。)、又は同法第十八條第一項の協力が行われる場合

十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第二十一条の規定による共助が行われる場合

十一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十九條第一項の規定による諮問が行われる場合

十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十九條第一項又は第二項の規定による共助が行われる場合

十三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第七條第一項、第十四條第一項若しくは第二十九條の規定による調査、同法第七條第二項若しくは第十四條第二項の規定による立入検査又は同法第十二條第一項の規定による処分の請求が行われる場合

十四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第十九條第一項の規定による諮問が行われる場合

十五 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)第六条第一項に規定する犯罪被害財産支給手続又は同法第三十七條第一項に規定する外国譲与財産支給手続が行われる場合

十六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)第二条第四号に規定する証拠の提供、同条第十号に規定する執行協力又は同法第五十二條第一項に規定する管轄刑事事件の捜査に関する措置が行われる場合

十七 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第八条第一項、第十一条第四項若しくは第十四條第二項の規定による移管又は同法第二十一条第四項の規定による諮問が行われる場合

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

御名 御璽
平成二十九年十一月十五日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第二百八十三号
著作権法施行令の一部を改正する政令
内閣は、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「一万三千元」を「六千九百元」に改める。

附則
(施行期日)
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行前にされた著作権法第六十七条第一項、第六十八條第一項及び第六十九條の裁定の申請に係る手数料の額については、この政令による改正後の著作権法施行令第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

文部科学大臣 林 芳正
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎